

富士市公共施設マネジメント基本方針

(改訂版)



平成27年4月

令和 8年3月 一部改訂

富士市

はじめに

平成 24 年 12 月の中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故を受け、政府全体の取組として、国民生活や社会経済活動を支えるインフラに関する維持管理等の方向性を示す基本的な計画である「インフラ長寿命化基本計画」が平成 25 年 11 月に策定されました。笹子トンネルの事故はインフラ老朽化対策の象徴的事例とされ、事故から 12 年以上が経過した現在においても、その教訓は重要です。

この間、下水道管の老朽化に伴う道路陥没や水道管の破損による浸水被害など、老朽化が原因と考えられる事故が各地で発生し、対策の遅れが顕在化しています。

新型コロナウイルス感染症の流行は公共サービスの提供方法や住民の行動を大きく変え、テレワークやオンライン化の定着により施設利用が変容するとともに、感染症対応を踏まえた施設運営の見直しが求められています。

また、近年の気候変動に伴う集中豪雨や高温化の進行、建設資材費や人件費の高騰は、インフラの被災リスクや維持管理コストを一層高めています。

さらに、2040 年頃に団塊ジュニア世代の高齢化の山が到来することや、少子高齢化・人口減少に伴う税収・担い手の減少が見込まれることから、限られた財源と人材で公共施設の維持管理を持続していくため、「選択と集中」（優先順位付けと効率化）が一層重要となっています。

加えて、デジタル化や脱炭素化（省エネルギー化）を含む新たな技術の活用や、官民連携による取組の強化が求められています。

このような社会状況を踏まえ、公共施設マネジメント（ファシリティマネジメント）の取組開始から 10 年の節目を契機に、これまでの取組状況や公共施設を取り巻く環境の変化を検証し、今後の更なる取組を推進するために基本方針を改訂するものです。

《改訂内容》

改訂版は、「令和 3 年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」（令和 3 年 1 月 26 日付け総財務第 6 号）、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂等について」（令和 4 年 4 月 1 日付け総財務第 43 号）及び「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針の改定について」（令和 5 年 10 月 10 日付け総財務第 152 号）に基づき、総合管理計画に記載すべき事項の追加及び各種数値等の対応を行います。

なお、現行の基本方針における「基本原則」、「マネジメント推進方策」や「再編の方向性」については、社会情勢の大きな変化はありますが、「適切な施設配置を検証していくとともに、一般公共建築物の維持保全に係る財政負担の軽減を図っていく」とする目的は変わらないため変更しません。

また、「目標」である「一般公共建築物の延床面積 20%削減」は、平成 27 年度から令和 36 年度までの 40 年間における「施設の更新に要する額」への対応のために設定した当面の目標値であり、再設定については物価、人件費高騰の社会情勢や、延床面積全体の 57.5%を占める小中学校の再編に伴う施設整備など、変動要素が多いため据え置きますが、新たに「序章 ファシリティマネジメントの推進」を設け、これまでの 10 年間（平成 27 年度から令和 6 年度まで）における実績を示し、「施設の更新に要した額」を確認し、目標と実績の比較及び検証を示し、今後の更なる取り組みに繋げていきます。

また、「第 4 章 一般公共建築物に係る公共施設マネジメントの推進」の「公共施設マネジメントの進行管理」、「推進体制」を更新し、取り組みを推進します。

このほかの内容については、基本方針における 40 年間の計画期日である令和 36 年度までを見据え、策定時の状況から大きく影響があることについて、補足として付け加える「追記」をします。

目 次

序 章 ファシリティマネジメントの推進	
0.1. 背景	- 1 -
0.2. これまでの取り組み	- 3 -
0.3. 分析・課題	- 6 -
第 1 章 公共施設マネジメント基本方針策定の目的と背景	
1.1. 目的	- 14 -
1.2. 対象範囲	- 14 -
1.3. 方針の位置付け	- 15 -
1.4. 方針期間	- 17 -
第 2 章 富士市の公共施設を取り巻く現状と課題	
2.1. 市の概況	- 18 -
2.2. 公共施設等の現状	- 24 -
2.2.1. 一般公共建築物	- 24 -
2.2.2. その他公共建築物	- 31 -
2.2.3. 土木系インフラ	- 34 -
2.2.4. その他公共施設・土地	- 38 -
2.2.5. 公営企業が保有する公共施設	- 39 -
2.3. 将来費用の対応	- 43 -
2.4. 将来費用の推計	- 44 -
2.4.1. 一般公共建築物	- 44 -
2.4.2. その他公共建築物	- 45 -
2.4.3. 土木系インフラ	- 47 -
2.4.4. 公営企業が保有する公共施設	- 50 -
2.4.5. 公共施設の総費用	- 53 -
2.5. 課題のまとめ	- 55 -
第 3 章 公共施設マネジメント基本方針	
3.1. 基本方針	- 61 -
3.1.1. 一般公共建築物	- 61 -
3.1.2. その他公共建築物	- 80 -
3.1.3. 土木系インフラ	- 81 -
3.1.4. その他公共施設・土地	- 83 -
3.1.5. 公営企業が保有する公共施設	- 84 -
3.2. 目標の設定	- 85 -
第 4 章 一般公共建築物に係る公共施設マネジメントの推進	
4.1. 公共施設マネジメントの進行管理	- 90 -
4.2. 推進体制	- 91 -
4.3. 情報の共有	- 92 -
資料 1 用語集	- 93 -

富士市公共施設マネジメント基本方針（改訂版）

発 行 令和8年3月

編 集 富士市財政部資産経営課

住 所 〒417-8601

富士市永田町1丁目100番地

電 話 0545-55-2988（直通）

F A X 0545-51-1479

富士市行政資料登録番号

R7-60